

# 私たちの暮らしを守る保安林

私たちが普段当たり前のようになっている安全で快適な暮らし。その裏には、水源の涵養や山地災害の防止などをはじめとする多大な森林の働きがあります。国や都道府県では、こうした森林の中で、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、その働きが失われないように伐採を制限したり、適切に手を加えるなど、期待される働きを維持できるよう行政上の必要な管理を行っています。保安林には、その目的によっていろいろな種類と役割があります。その種類は全部で17種。ここではそれぞれの保安林について紹介しましょう。

## 保安林面積の現況 (延べ面積)

平成24年3月31日現在 (単位:千ha)

合計(延べ面積) **12,800千ha**  
合計(実面積) **12,053千ha**

※実面積は、重複して指定されている保安林面積を除いた面積。

水源かん養保安林	9,100	なだれ防止・落石防止保安林	21
土砂流出防備保安林	2,556	防火保安林	0.4
土砂崩壊防備保安林	59	魚つき保安林	60
飛砂防備保安林	17	航行目標保安林	1
防風・水害防備・潮害防備・干害防備・防雪・防霧保安林	258	保健保安林	699
		風致保安林	28

### 1 水源かん養保安林

水源地の森林が指定されます。その流域に降った雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を防止する働きがあります。また、きれいな水を育む効果もあります。



石川県金沢市

### 2 土砂流出防備保安林

樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。



新潟県南魚沼市

### 3 土砂崩壊防備保安林

山崩れを防ぎ、住宅や鉄道、道路などを守ります。



兵庫県西脇市

### 4 飛砂防備保安林

砂浜などから飛んでくる砂を防ぎ、隣接する田畑や住宅を守ります。



新潟県新潟市

### 5 防風保安林

風の強い地域で、田畑や住宅などを守る壁の役割を果たし、風による被害を防ぎます。



長崎県諫早市

### 6 水害防備保安林

洪水の時に氾濫(はんらん)する水流の勢いを弱め、住宅などへの被害を防ぎます。また、樹木の根の働きにより河岸の浸食を防ぎます。



山梨県甲斐市

### 7 潮害防備保安林

津波や高潮の勢いを弱め、住宅などへの被害を防ぎます。また、海岸からの塩分を含んだ風を弱め、田畑への塩害を防ぎます。



佐賀県唐津市

### 8 干害防備保安林

簡易水道など、特定の水源を守り、水がかわるのを防ぎます。また、きれいな水を供給します。



新潟県長岡市

### 9 防雪保安林

吹雪から道路や鉄道を守ります。



北海道稚内市

### 10 防霧保安林

霧の粒を樹木の葉などで捕らえ、移動を抑えて、農作物の被害や自動車事故などを防ぎます。



北海道厚岸町

### 11 なだれ防止保安林

雪崩の発生を防ぎます。また、雪崩が発生した時にはその勢いを弱め、被害を防ぎます。



兵庫県香美町

### 12 落石防止保安林

落石を斜面の途中で止めたり、樹木の根によって岩石を安定させたりして、被害や危険を防止します。



佐賀県武雄市

### 13 防火保安林

燃えにくい種類の木を配置し、火災の延焼を防ぎます。



兵庫県赤穂市

### 14 魚つき保安林

水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給するなどの働きで、魚の繁殖を助けます。



愛媛県愛南町

### 15 航行目標保安林

船舶の航行の目標となって安全を確保します。



岡山県瀬戸内市

### 16 保健保安林

森林レクリエーション活動の場として、生活にゆとりを提供します。また、空気浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります。



山梨県笛吹市

### 17 風致保安林

名所や旧跡、趣のある景色などを保存します。



大分県中津市

## TOPICS

### 森林と裸地の 流出土砂量の違い

森林と裸地を比較した場合、土砂が流出する量は森林では裸地の1/150という報告があります。



資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学1970

# 保安林制度のあらまし

**保安林制度とは**  
 水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や開発行為を制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするものです。

## 保安林制度のしくみ

保安林制度は、森林法の中に規定されています。そのしくみについて簡単に紹介しましょう。

### 保安林制度の体系

#### 1 保安林の指定と解除

##### 指定

農林水産大臣または都道府県知事が公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定

森林法第25条、25条の2、27条～33条

##### 解除

① 保安林の指定の理由がなくなるとき  
 ② 保安林の指定目的に優越する公益上の理由が生じたとき  
 ③ 保安林の先ずるより必要がなくなったとき

森林法第26条～30条、32条、33条

#### 2 特例措置等と行為制限

##### 特例措置等

規制内容に応じて優遇

##### 特例措置

- 税制上の特例
- (株)日本政策金融公庫の融資の特例

損失補償 森林法第35条

##### 行為制限

森林の公益的機能の確保  
 規制内容

指定施業 要件の遵守  
 (詳しくは11頁をご覧ください)

● 立木の伐採規制  
 森林法第34条～34条の3

● 伐採跡地への植栽の義務  
 森林法第34条の4

土地の形質変更等の規制  
 森林法第34条

#### 3 保安林機能の強化

##### 保安林機能の強化

特定保安林の指定  
 森林法第39条の3

保安施設事業の実施  
 森林法第41条

水源林造成事業の実施

##### 処分・罰則

監督処分 森林法第38条

● 中止命令 / 造林命令 / 復旧命令 / 植栽命令

罰則 森林法第206条～209条

## 保安林に指定されると

ここでは、保安林に指定されると、どんな措置が受けられるのか、またどのような森林の取り扱いをしなければならないかを紹介します。

### 特例措置等

税金の免除などの措置があります。

- 税金が非課税になったり減額されたりします  
 固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。
- 特別の融資が受けられます  
 一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができます。※条件等につきましては、お近くの公庫支店または取扱い金融機関にお問い合わせ下さい。
- 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます  
 禁伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結による損失についての補償が受けられます。

### 行為制限

立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます。

- 立木の伐採  
 保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません(間伐および人工林の択伐については届出が必要です)。なお、この場合、指定施業要件(※)として定められている制限の範囲内の伐採であれば許可されることになっています。
- 土地の形質の変更など  
 保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼす場合を除き、許可されることになっています。
- 植栽の義務  
 立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。

※農林水産大臣または都道府県知事が保安林を指定する際に制限の内容を具体的に定めるものです(詳しくは11頁をご覧ください)。

### TOPICS

#### 森林所有者になったときは届出が必要です。

平成24年4月1日に改正森林法が施行され、新たに森林の所有者となった場合、市町村長への届出が必要になりました。このうち、届出に係る民有林が保安林または保安施設地区の区域内の森林であるときは、市町村長は都道府県知事に届出の内容を通知しなければならないとされています(森林法第10条の7の2)。



# 指定施業要件について

保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを維持するために必要最低限守らなければならない森林の取扱方法が定められます。これを指定施業要件といいます。指定施業要件の主な基準について以下に紹介しましょう。

※一部の保安林では、下の赤文字で示した内容についてより厳しい基準になっている場合がありますが、国、都道府県では赤文字で示した内容に変更するための調査を計画的に行い、変更の手続きを進めていますので、都道府県にご相談下さい。  
 ※除伐や倒木・枯死木の伐採など、許可が不要な場合や、届出だけで伐採できる場合もあります。

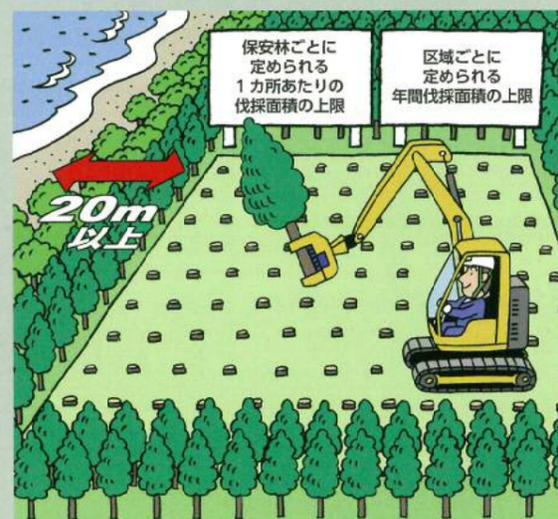
## 1. 皆伐をする場合

- ◆保安林で皆伐をする場合は許可が必要です。
- ◆伐採方法が択伐または禁伐とされている保安林では皆伐できません。

### 皆伐する場合の基準

- 一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています(毎年4回公表されます)。
- 1カ所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防霧保安林では、20m幅以上の帯状の林帯を残さなければなりません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。

※標準伐期齢：各市町村の市町村森林整備計画に定められています。



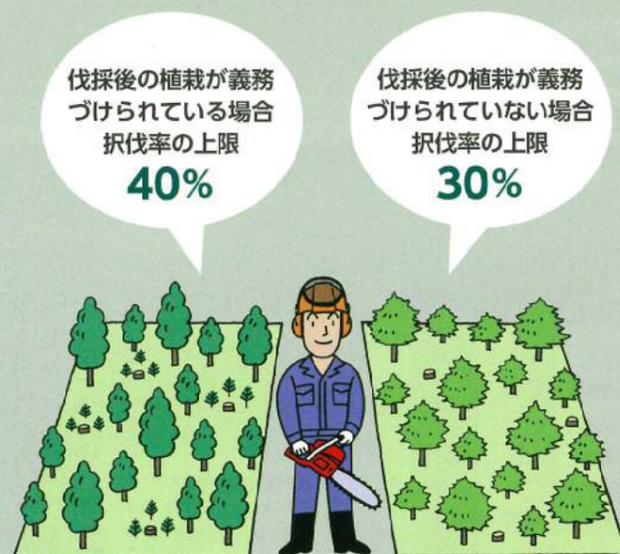
## 2. 択伐(抜き伐り)をする場合

- ◆天然林の保安林で択伐をする場合は許可が、人工林の保安林で択伐をする場合は届出が必要です。
- ◆伐採方法が禁伐とされている保安林では択伐できません。

### 択伐する場合の基準

- 伐採後に植栽を行うことが義務づけられている場合、択伐率は40%(材積率)を上限として保安林ごとに決まっています(ただし、伐採後に標準伐期齢時点の蓄積の70%以上の森林蓄積が維持されること)。
- 伐採後の植栽が義務づけられていない場合、択伐率は30%を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。

※伐採方法が定められていない保安林で、上記の限度を超える抜き伐りをする場合は、皆伐として取り扱われます。



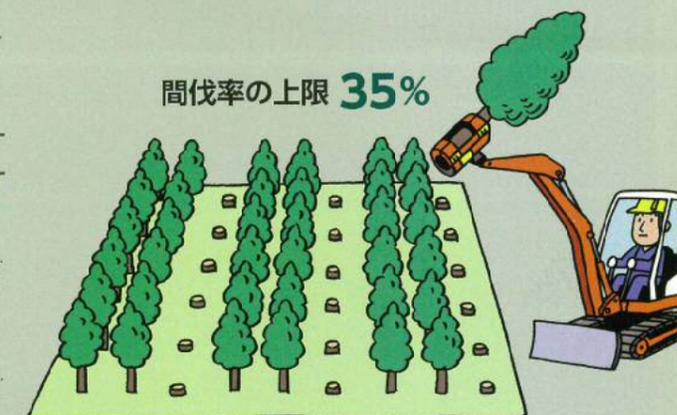
## 3. 間伐をする場合

- ◆保安林で間伐をする場合は届出が必要です。
- ◆指定施業要件で間伐ができる旨の指定がされていない保安林では間伐できません。

### 間伐する場合の基準

- 間伐率は35%(材積率)を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、原則としておおむね5年後に樹冠疎密度が80%以上に回復することが確実でない間伐率にすることはできません。
- 樹冠疎密度が80%に達していない森林では間伐できません。

※樹冠疎密度：樹木が地表を覆っている割合のこと。



## 4. 伐採跡地への植栽

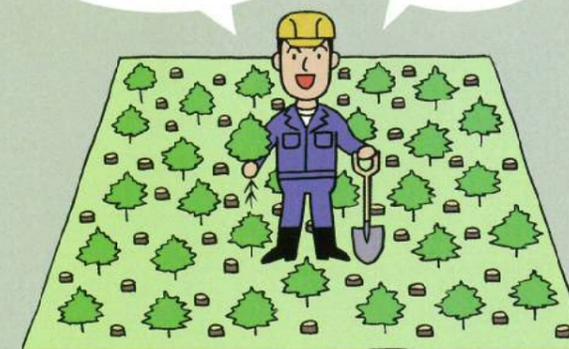
- ◆指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

### 伐採跡地への植栽の基準

- 満1年生以上の苗を、おおむね、成長量に応じて保安林ごとに定められている1ha当たりの本数以上均等に植栽しなければなりません(天然更新木などの占有する区域を除いた面積によって算出します)。
- 択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数です。
- 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種が指定されています(木材利用目的以外の樹種も指定されます)。
- 伐採した翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなくてはなりません。

保安林ごとに定められる1ha当たりの本数

保安林ごとに定められた樹種

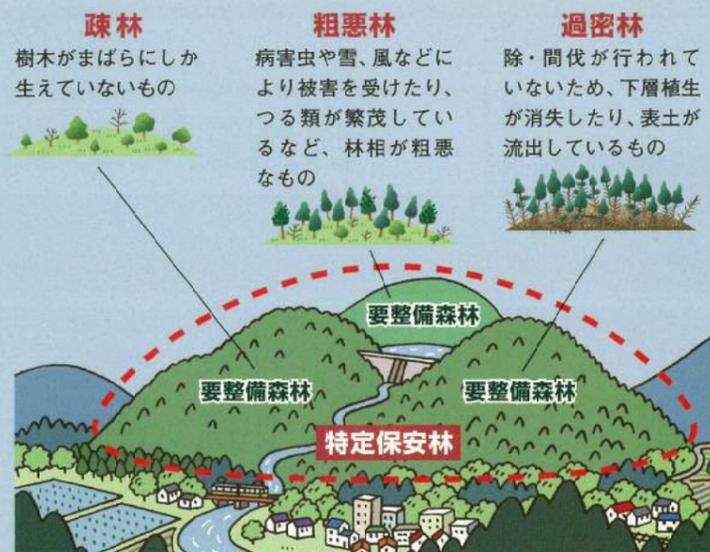


※指定施業要件で皆伐をすることが可能とされている人工林で択伐を行う場合は、申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽義務の猶予が認められる場合があります。

# 保安林としてふさわしい働きをするように

## 特定保安林制度

保安林の働きを十分に発揮させるためには、適切な森林施業の実施により、森林を健全な状態に保つことが必要です。ところが保安林の中には、間伐などの手入れが遅れているため健全な状態とは言えないものが見受けられます。このため、水源の涵養や山地災害の防止などの公益的な働きが低下している保安林については、農林水産大臣が特定保安林に指定し、指定の目的である公益的な働きが十分に発揮されるよう計画的に整備を進めていくことにしています。特定保安林制度の流れを見てみましょう。



## 特定保安林制度の流れ

農林水産大臣

全国森林計画の策定

特定保安林の指定

農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的にふさわしい働きをしていないと認められる保安林を特定保安林に指定します。

都道府県知事

1. 地域森林計画の変更等

都道府県知事は、特定保安林内で早急な施業を必要とするものを要整備森林に指定し、実施すべき施業方法や期日を地域森林計画に明示します。

2. 自発的な施業を指導

都道府県知事は、森林所有者等の自発的な施業を指導します。

① 施業実施の勧告

要整備森林の森林所有者等に対して施業を行うように勧告します。

② 権利移転等の協議の勧告

適切に施業が行われない場合には、森林組合などの相手を選定して権利移転や施業委託等の協議をするよう森林所有者等に勧告します。

3. 治山事業の実施

勧告によっても施業が行われず、国土の保全等のために必要がある場合は、治山事業で要整備森林の整備を実施します。

整備された森林



手入れが遅れている森林

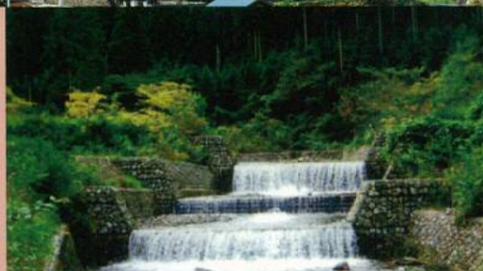


## 保安林で行われている治山事業

保安林の指定目的である水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備などの目的を達成するため、国や都道府県では荒廃山地や荒廃渓流などで、森林の造成や整備、森林が育つ基盤となる林地を保全するための施設の整備を行っています。これらを治山事業といいます。治山事業は次のような方針で進めることにしています。



山地災害の防止



豪雨、地震、流木などによる山地災害を防ぎ、被害を最小限にとどめて地域の安全性を高めるための治山施設の設置などを進めます。

水源涵養機能の高度発揮



ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林で、浸透・保水能力の高い土壌を持った森林を維持・造成していきます。

流域を保全するための国有林と民有林との連携



より効果的な事業展開を行うため、国有林と民有林が連携して計画的な事業を実施しています。また、流木対策において砂防事業などとの連携も図っていきます。

地域の避難体制との連携



災害の被害を軽減するため、集落等に近い地域で実施する治山事業に加え、山地災害が発生する危険性が高い場所に関する情報を市町村に提供し、地域の避難体制と連携した事業を実施します。

# 保安林のすすめ

## 1. 保安林て、なに？

保安林とは、水源の確保や土砂流出その他の災害の防備、国民の保健休養など、森林が本来持っている機能を十分に発揮させるため、施業上、一定の制限を課しながら、適正に管理していこうとする森林です。

しかしながら、熊野市と南牟婁郡では保安林はまだまだ少なく、十分に管理されずに放置されたままの森林も多く見られるのが現状です。

## 2. 保安林の種類

保安林はその目的によって、17種類に分けられます。このうち熊野市・南牟婁郡では水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、防風、保健、風致、魚つき保安林があり、それぞれに水源の確保や自然災害の防止、地域住民の保健休養、漁業資源の確保に役だっています。



強風や潮害から人々の暮らしを守る防風保安林（熊野市）

## 3. 保安林に指定されると？ — 制限 —

保安林に指定されると、草木1本さえ切れないのでしょうか、あるいは売ることもできないのでしょうか。

次に保安林のさまざまな制限を紹介します。

ア 立木の伐採には知事の許可が必要です。

ただし、指定時の施業要件によっては皆伐も可能です。実際に熊野市・南牟婁郡にもっとも多い水源かん養保安林や土砂の流出防備保安林では、それぞれ一度に20ha、10haまでの皆伐が可能です。

イ 土地の形質の変更にも許可が必要です。

作業道を開設したり、作業小屋を建てたり、開墾したりするのにも、知事の許可が必要です。また、一定の規模以上の施設を作ることは認められません。

ウ 植栽の義務が生じます。

伐採後、たとえば「2年以内に高木性樹種（ヒノキ、スギなど）を1haあたり、3000本以上植えること」などの義務が課せられます。

エ その他、法令に定める制限以外の不利益が生じる可能性もあります。

たとえば保安林では、大規模な開発行為は難しくなります。従って、抵当権を設定する際等には、資産評価が下がる可能性もあります。

## 4. 保安林に指定されると？ — 特典 —

保安林では所有者の方々にいくつかの制約を強いる代償として、次のような特典が与えられます。

ア 税金が免除、または軽減されます。

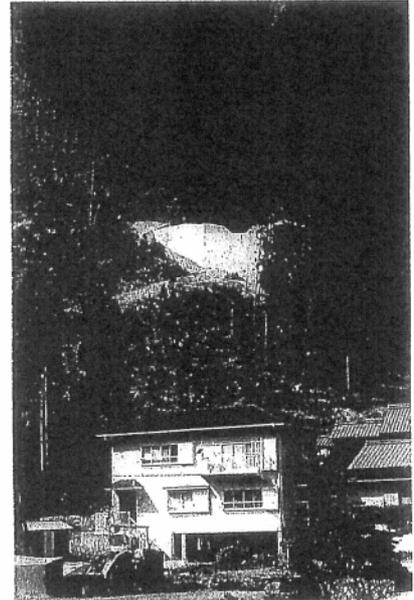
固定資産税や不動産取引税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採の制限内容に応じて、控除されます。

イ 造林補助金が加算されます。

伐採後の植栽や下刈り、間伐の際に普通よりも高率の補助金が受けられます。

ウ 一定の条件を満たせば、農林漁業金融公庫から、長期で低利の資金を借りることができます。

エ 治山事業により、公共事業で森林の保全や保育を行うことも可能になります。土砂崩れなどの災害対策だけでなく、獣害や気象害を受けた森林の復旧なども治山事業の対象です。ただし、これらの事業を行うには、保安林（保安林となることが見込まれる森林も含む）でなければなりません。



自然災害を防ぐ治山事業（紀宝町）

## 5. 保安林に指定されるには？

あなたがお持ちの森林を保安林に指定するには、まず、所有者であるあなたの指定承諾書、現場を示した図面、現場の写真が必要です。承諾書の様式や森林の位置を書き入れていただく図面等は熊野農林事務所にあります。ご連絡いただければこれらをお送りします。また、保安林について、ご不明な点は下記あてに、ご相談ください。

### 保安林に関する問い合わせ先

三重県熊野農林事務所林政部森林整備課保全係

519-43 熊野市井戸町371

05978-9-6136

三重県農林水産部森林整備課保安林係

514-70 津市広明町13

059-224-2572

編集 三重県熊野農林事務所

発行 紀南林業振興協議会

発行日 平成9年3月31日